

○浦安市墓地等の経営の許可等に関する条例

平成13年 3月23日

条例第1号

(趣旨)

**第1条** この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(事前協議)

**第3条** 法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地若しくは納骨堂の変更の許可の申請をしようとする者（地方公共団体を除く。以下「申請予定者」という。）は、墓地又は納骨堂の工事着手前に墓地又は納骨堂の経営の計画（墓地又は納骨堂の変更の許可の申請をしようとする場合にあつては、変更後のもの。以下「経営計画」という。）について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。

(平29条例37・追加)

(標識の設置)

**第4条** 申請予定者は、経営計画の周知を図るため、規則で定めるところにより、経営計画に関する事項を記載した標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、その旨を規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(平29条例37・追加)

(周辺住民等への説明)

**第5条** 申請予定者は、墓地又は納骨堂の敷地境界から規則で定める距離内に居住する者及び土地又は建築物を所有する者（以下「周辺住民等」という。）に対し、経営計画について、規則で定めるところにより、説明しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

2 申請予定者は、経営計画について説明しようとするときは、周辺住民等の全員に対し、計画の概要その他規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 第1項本文の場合において、周辺住民等から要望があったときは、申請予定者は、規則で定めるところにより説明会を開催し、経営計画について説明しなければならない。

4 申請予定者は、第1項及び前項の規定により説明したときは、その旨を規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(平29条例37・追加)

(周辺住民等との協議)

**第6条** 申請予定者は、前条第1項及び第3項の規定により説明した経営計画について、周辺住民等から次に掲げる内容について協議の申出があった場合は、これに誠実に応じ、当該申出を行った者と協議しなければならない。

(1) 公衆衛生その他公共の福祉の観点から考慮すべきこと。

(2) 当該墓地又は納骨堂の構造設備と周辺環境との調和に関すること。

(3) 当該墓地又は納骨堂の工事の方法等に関すること。

2 申請予定者は、前項の規定により協議を行ったときは、速やかに、申出があった意見に対する見解を示した文書を規則で定めるところにより、遅滞なく作成し、当該申出を行った者に送付するとともに、その写しを市長へ提出しなければならない。

3 申請予定者は、経営計画について周辺住民等との協議を尽くし、相互の調和を得られるよう努めなければならない。

(平29条例37・追加)

(協定の締結等)

**第7条** 市長及び申請予定者は、事前協議が整ったときは、その合意内容に基づく協定を締結しなければならない。

2 市長は、第4条第2項、第5条第4項及び前条第2項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、確認書を交付するものとする。

(平29条例37・追加)

(変更の協議)

**第 8 条** 申請予定者は、前条第 1 項の規定により協定を締結した時から第 13 条の規定により許可書の通知がされるまでの間に、協定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、変更の内容について市長と協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な内容の変更をしようとするときは、この限りでない。

2 第 4 条から前条までの規定は、前項の協定の内容の変更の場合に準用する。

(平 29 条例 37・追加)

(廃止等の届出)

**第 9 条** 申請予定者は、事前協議を開始した時から第 13 条の規定により許可の通知がされる時までには、経営計画を廃止し、若しくは停止したとき、又は停止した当該経営計画を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(平 29 条例 37・追加)

(経営許可の申請)

**第 10 条** 法第 10 条第 1 項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 経営の計画
- (4) 墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (5) 墓地等の構造
- (6) 工事完了年月日

(平 29 条例 37・旧第 3 条繰下)

(変更許可の申請)

**第 11 条** 法第 10 条第 2 項の規定による墓地等の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び

主たる事務所の所在地)

- (2) 墓地等の名称
- (3) 変更後の経営の計画
- (4) 変更に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (5) 変更後の墓地等の構造
- (6) 変更に係る工事完了年月日
- (7) 変更の理由

(平29条例37・旧第4条線下)

(廃止許可の申請)

**第12条** 法第10条第2項の規定による墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 墓地等の名称
- (3) 廃止に係る墓地等の用地の所在、地番、地目及び面積
- (4) 廃止の理由

(平29条例37・旧第5条線下)

(許可等の通知)

**第13条** 市長は、法第10条第1項又は第2項の規定による許可をしたとき、又は許可をしないこととしたときは、規則で定めるところにより、申請者に通知しなければならない。

(平29条例37・追加)

(許可の基準)

**第14条** 市長は、法第10条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請により墓地となる区域の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該区域が次条から第17条まで及び第21条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 地方公共団体が経営しようとするとき。

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人であって、市内に5年以上事務所（同法の規定により登記された事務所に限る。）を有するものが、同法第2条に規定する目的のために行う活動として次のいずれにも該当する土地において墓地を経営するとき。

ア 所有権以外の権利（市長が特に理由があると認めた権利を除く。）が存しない自己の所有地

イ 当該宗教法人の事務所が存する境内地（宗教法人法第3条に規定する境内地をいう。）又はこれに隣接する土地を含む一団の土地

(3) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。

(4) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。

2 前項の規定は、法第10条第1項の規定による納骨堂の経営の許可の申請があった場合に準用する。この場合において、前項中「墓地」とあるのは「納骨堂」と、「次の各号」とあるのは「第1号又は第2号」と、「次条から第17条まで」とあるのは「第18条」と読み替えるものとする。

3 市長は、法第10条第1項の規定による火葬場の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る火葬場の経営が地方公共団体によるものであり、かつ、当該火葬場が第19条から第21条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4 市長は、法第10条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 当該変更により新たに墓地となる区域がある場合 当該区域が次条から第17条までに規定する基準に適合していること。

(2) 当該変更により墓地でなくなる区域がある場合（引き継いで法第10条第

1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。) 当該区域における改葬が完了していること。

5 市長は、法第10条第 2 項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、当該施設が第18条から第21条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

6 市長は、法第10条第 2 項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。ただし、当該申請に係る墓地又は納骨堂を引き継いで同条第 1 項又は第 2 項の許可を受けて経営する者がある場合は、この限りでない。

(平29条例37・旧第 6 条線下・一部改正)

(墓地の環境基準等)

**第 1 5 条** 墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 河川又は海から墓地までの距離は、20メートル以上であること。ただし、河川又は海の改修等がなされている場合で宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 墓地を設置する場所は、高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、墓地を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。

2 前項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、河川又は海の改修等により同項第 1 号に規定する距離内に当該墓地が存することとなった場合は、同号の規定を適用しない。

(平29条例37・旧第 7 条線下)

(墓地の施設基準)

**第 1 6 条** 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 墓地の境界の内側に、当該境界に接し 3 メートル以上の幅の緑地帯を設け、かつ、当該墓地の境界から 3 メートル以上内側に、当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けること。ただし、1,000平方メートル

未満の墓地であって、当該墓地の境界に当該墓地の境界から墳墓が見えないように障壁等を設けるものについては、この限りでない。

- (2) 墓地の出入口には、施錠することができる門扉を設けること。
- (3) 墓地内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。ただし、墳墓の構造、配置等により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 墳墓1区画当たりの面積は、1.5平方メートル以上であること。
- (5) 墓地内には、適当な排水路を設け、雨水又は汚排水が停留しないようにすること。
- (6) 墓地には、便所、使用水の施設及び管理事務所を設けること。ただし、墓地の利用者が使用することができる便所、使用水の施設及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(平29条例37・旧第8条線下)

(3,000平方メートル以上の墓地の基準)

**第17条** 3,000平方メートル以上の墓地は、前2条に規定するもののほか、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000平方メートル以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1号に規定する障壁等の内側に、当該障壁等に接し、次の表の左欄に掲げる墓地の区域の面積に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合で、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地内に設けるときは、この限りでない。

墓地の区域の面積	緑地帯の幅
3,000平方メートル以上4,000平方メートル未満	1メートル以上
4,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	2メートル以上
5,000平方メートル以上6,000平方メートル未満	3メートル以上

6,000平方メートル以上7,000平方メートル未満	4メートル以上
7,000平方メートル以上8,000平方メートル未満	5メートル以上
8,000平方メートル以上9,000平方メートル未満	6メートル以上
9,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	7メートル以上
10,000平方メートル以上	8メートル以上

- (2) 墓地内の主要な通路の幅員は、3メートル以上とすること。ただし、10,000平方メートル以上の墓地にあっては、墓地内の主要な通路のうち幹線となる通路の幅員は、6メートル以上とすること。

(平29条例37・旧第9条線下)

(納骨堂の施設基準)

**第18条** 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂の周囲は、相当の空地を有し、かつ、その境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。ただし、建物の一部において堅固な障壁等で他の施設と区画して経営する納骨堂にあっては、この限りでない。
- (2) 納骨堂の出入口には、施錠することができる門扉を設けること。
- (3) 納骨堂には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。ただし、納骨堂の利用者が使用することができる便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、納骨装置の存する建物（前項第1号ただし書に規定する納骨堂にあっては、当該納骨堂）は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であって、内部の設備は、同条第9号に規定する不燃材料で造ること。
- (2) 内部には、除湿装置を設けること。
- (3) 出入口及び納骨装置には、施錠することができること。ただし、納骨装置の存する場所の出入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置については、この限りでない。

(平29条例37・旧第10条線下・一部改正)

(火葬場の環境基準等)

**第19条** 火葬場は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 住宅等（住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院をいう。以下同じ。）の用に供する敷地から火葬場までの距離は、100メートル以上であること。ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (2) 前号に掲げるもののほか、火葬場を設置する場所は、公衆衛生上支障がない土地であること。

2 前項の規定にかかわらず、火葬場の設置後において、当該火葬場の経営者以外の者が、同項第1号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定を適用しない。

（平29条例37・旧第11条繰下）

（火葬場の施設基準）

**第20条** 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。
- (2) 火葬場の出入口には、施錠することができる門扉を設けること。
- (3) 火葬場の境界に接し、その内側に緑地帯を設けること。
- (4) 火葬炉には、防臭、防じん、防音及び大気の汚染防止について、十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。
- (5) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。
- (6) 火葬場には、収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (7) 火葬場には、灰庫を設けること。
- (8) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設には、施錠することができること。

（平29条例37・旧第12条繰下）

（基準の適用除外）

**第21条** 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他の特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、第15条から前条までの規定を適用しない。

（平29条例37・旧第13条繰下・一部改正）

（埋葬の禁止）

**第22条** 墓地の経営者は、その経営する墓地に埋葬をさせてはならない。

(平29条例37・旧第14条繰下)

(経営者の講ずべき措置)

**第23条** 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等を使用し、又は使用しようとする者に対して、自己の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を明示すること。

(2) 墓地等を清潔に保つこと。

(3) 経営及び管理を行う組織並びに責任体制を明確にするように表示すること。

2 3,000平方メートル以上の墓地の経営者は、前項に規定するもののほか、当該墓地の出入口に当該経営者の名称及び主たる事務所の所在地その他の規則で定める事項を規則で定める方法により表示しなければならない。

(平29条例37・旧第15条繰下・一部改正)

(指導及び助言)

**第24条** 市長は、この条例の施行に当たり、墓地又は納骨堂の経営者（申請予定者を含む。以下同じ。）に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(平29条例37・追加)

(勧告)

**第25条** 市長は、申請予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請予定者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(1) 第3条の規定による協議をしないで法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地若しくは納骨堂の変更の許可の申請を行った場合

(2) 第3条の規定による協議をするに当たり虚偽の書類を提出した場合

(3) 第4条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による標識の設置をしないで法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地若しくは納骨堂の変更の許可の申請を行った場合

- (4) 第5条第1項本文（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による周辺住民等への説明をしないで法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地若しくは納骨堂の変更の許可の申請を行った場合
- (5) 第6条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による周辺住民等との協議をしないで法第10条第1項の規定による墓地若しくは納骨堂の経営の許可又は同条第2項の規定による墓地若しくは納骨堂の変更の許可の申請を行った場合
- (6) 第5条第4項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした場合
- (7) 第7条第1項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により締結した協定の内容と異なる経営を行った場合
- (8) 第8条第1項本文の規定による協議をしないで協定の内容を変更した場合

（平29条例37・追加）

（命令）

**第26条** 市長は、前条の規定による勧告を受けた墓地又は納骨堂の経営者が正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、当該墓地又は納骨堂の経営者に対し、期限を定めて、当該勧告に従うべきことを命ずることができる。

（平29条例37・追加）

（公表）

**第27条** 市長は、前条の規定による命令を受けた墓地又は納骨堂の経営者が正当な理由がなくてその命令に従わないときは、当該墓地又は納骨堂の経営者の住所及び氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者名）並びに命令の内容及び違反の事実を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとする場合には、あらかじめ、墓地又は納骨堂の経営者に出頭を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 公益上、緊急に公表をする必要があるため、意見を述べる機会のための手続を執ることができないとき。
- (2) 墓地又は納骨堂の経営者が出頭の求めに応じないとき。

3 市長は、第1項の規定による公表をするときは、公表する日の7日前までに墓地又は納骨堂の経営者に通知するものとする。

(平29条例37・追加)

(委任)

**第28条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平29条例37・旧第16条繰下)

#### **附 則**

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成29年12月25日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条から第6条までの規定は、施行日以後に墓地又は納骨堂の工事に着手する改正後の第3条に規定する申請予定者について適用する。

3 改正後の第14条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定による墓地又は納骨堂の経営の許可の申請があった場合について適用し、施行日前に同項の規定による墓地又は納骨堂の経営の許可の申請があった場合については、なお従前の例による。